

改正	平成19年6月20日法人規程第14号 平成23年2月28日法人規程第17号 平成25年1月9日法人規程第7号 平成28年2月1日法人規程第2号 令和2年3月17日法人規程第16号 令和5年12月14日法人規程第25号	平成21年3月17日法人規程第9号 平成23年3月10日法人規程第17号 平成27年3月12日法人規程第12号 平成29年10月30日法人規程第14号 令和3年3月10日法人規程第19号 令和8年3月27日法人規程第12号
----	---	--

(目的)

第1条 この規程は、九州歯科大学学則（以下「学則」という。）第16条及び第18条の規定に基づき、学生の授業科目の履修方法、試験および履修の認定について必要な事項を定め、もって適切な教育に資することを目的とする。

(セメスター)

第2条 学則第14条第3項で定める各セメスターの始期と終期は原則として次のとおりとする。

前期セメスター 4月1日から9月30日まで

後期セメスター 10月1日から翌年3月31日まで

2 前期セメスターの終期と後期セメスターの始期は、学長が学年暦として各年度に定める。

(開講科目)

第3条 カリキュラム・ポリシーに則り、歯科医療人を育成するため、学則第16条第2項で定めるところにより歯学部歯学科及び歯学部口腔保健学科に授業科目を開設する。

2 前項に定める授業科目のうち別に定める範囲内において遠隔授業として開講することができる。

3 各学科の年次またはセメスターごとの授業科目は、別に定める。

4 選択科目における履修届については、別に定める。

(出席要件及び受験資格)

第4条 学生は、学則第16条第2項の規定に基づき定められる授業要綱（以下「シラバス」という。）の1科目講義時間数の3分の1を超えて欠席してはならない。ただし、公欠を含む場合はこの限りではない。

2 出席日数が前項に規定する日数に満たない場合、学生は、当該科目の定期試験の受験資格を喪失する。

3 講義及び実習で総合評価を受ける科目について実習を完了していない者は、当該科目の定期試験の受験資格を喪失する。

4 第1項に定める公欠の取扱いについては、別に定める。

(成績評価)

第5条 成績評価の区分については、別に定める。

(試験)

第6条 随時試験、定期試験、選択肢型共通試験、共用試験、診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験及び卒業試験を行う。

(随時試験)

第7条 随時試験は、定期試験によらず、科目責任者が当該授業科目について、セメスター中に随時行うことができる。

(定期試験)

第8条 定期試験は、セメスターごとに当該授業科目についてあらかじめ期間を設定して行う。

(選択肢型共通試験)

第9条 歯学科の選択肢型共通試験は、第4セメスター末に行う。

(共用試験)

第10条 歯学科の共用試験は、第8セメスター末に行う。

(診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験)

第11条 歯学科の診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験は、第11セメスターに行う。

(卒業試験)

第12条 歯学科の卒業試験は、第12セメスターに行う。口腔保健学科の卒業試験は、第8セメスターに行う。

(追試験)

第13条 追試験は、真にやむを得ない事情により、第8条から第12条まで又は第14条に定める試験を受験できなかった者に対して行う。

2 追試験を受験した場合、その対象となった試験を受験したものとして取り扱う。

(再試験)

第14条 第8条から第13条までに定める試験において、成績評価で不合格となった者は、再試験を受験しなければならない。

(試験の評価)

第15条 第8条から第14条までに定める試験の評価基準等は別に定める。

(実習)

第16条 第4条第1項の規定に関わらず、実習に関しては、原則として欠席を認めない。ただし、真にやむを得ない事情により実習を欠席する場合、欠席者は速やかに担当教員に連絡しなければならない。

2 学科長がその欠席事由を真にやむを得ないものと認めた場合、欠席者は補充実習により欠席時間相当数を満たすことができるものとする。

3 附属病院臨床実習及び外部臨地実習の評価項目ならびに実施方法等は別に定める。

(不正行為)

第17条 試験において不正行為を行った者は、当該セメスターの全科目について、単位未修得とする。

2 シラバスに定められた成績評価方法・基準において、評価項目における不正行為についても前項と同様の取り扱いとする。

(進級及び留年の決定)

第18条 当該学年において進級要件を満たした者は進級、満たしていない者は留年とする。

2 進級及び留年は、教授会の議を経て学長が決定する。

3 進級要件は、別に定める。

(卒業の決定)

第19条 卒業要件を満たした者は、教授会の議を経て学長が卒業を決定する。

2 卒業要件は、別に定める。

(運営の細目)

第20条 この規程に定めるもののほか、この履修規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月20日法人規程第14号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月17日法人規程第9号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月28日法人規程第17号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月10日法人規程第17号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月9日法人規程第7号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第16条の適用にあたり、平成25年度に6年次生に進級する学生は、従前の履修規程を適用する。
- 3 第17条の適用にあたり、平成25年度に4年次生に進級する学生は、従前の履修規程を適用する。

附 則（平成27年3月12日法人規程第12号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第16条の適用にあたり、平成27年度に2年次生及び4年次生に進級する学生は、従前の履修規程を適用する。
- 3 第17条の適用にあたり、平成27年度に2年次生に進級する学生は、従前の履修規程を適用する。

附 則（平成28年2月1日法人規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月30日法人規程第14号）

この規程は、平成29年10月30日から施行する。

附 則（令和2年3月17日法人規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日法人規程第19号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月14日法人規程第25号）

この規程は、令和5年12月14日から施行する。

附 則（令和8年3月27日法人規程第12号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。